

事業概要

令和 8 (2026) 年度版

栃木県那須学園

目 次

	頁
I 施設の概要	
1 名称及び所在地	4
2 設置主体及び施設種別	4
3 目的	4
4 基本理念	5
5 基本方針	5
6 児童定員	5
7 入退所経路	6
8 職員定数及び組織	6
(1) 職員定数	6
(2) 組織	7
9 施設概要	7
(1) 土地	7
(2) 建物	7
(3) 設備	7
(4) 学園配置図	8
(5) 本館・校舎等平面図	9
(6) 寮舎平面図	10
II 業務執行方針	
1 令和8年度業務執行方針	11
(1) 入所児童への自立支援体制の強化	11
(2) 園内田畑を利用した労働体験と食育	12
(3) 園内環境の整備	12
(4) デジタル技術を活用した業務改善	12
2 令和8年度運営重点項目	13
(1) 入所児童の基本的人権を尊重した支援の取り組み	13
(2) 支援の質の向上に対する取り組み	13
(3) 入所児童に対する心身の健全な成長を促す取り組み	13
(4) 退園児童への支援を図る取り組み	14
(5) 園内環境整備の取り組み	14
(6) デジタル技術を活用した児童支援強化に向けての取り組み	15
III 事業の内容	
1 生活指導	16
(1) 寮での指導体制	16
(2) 基本目標	16
(3) 一般的生活指導	16
(4) 個別的生活指導	16
(5) 社会的な生活指導	16

(6) 児童の生活日課	17
(7) 入園3か月目の評価（自立支援会議）	18
2 学習指導	19
(1) 学齢児童	19
(2) 中卒児童	19
(3) 高校生	19
3 職業指導（自立支援）	19
(1) 園内指導	19
(2) 園外指導	19
4 退園後の指導	20
5 家庭環境の調整	20
6 社会性の向上	20
(1) 各種行事への参加	20
(2) 地域交流促進	20
7 年間行事等	21
(1) 主な年間行事	21
(2) 諸会議	22
8 実習及び研修受入状況	22
9 見学及び視察受入状況	23
10 心理的援助の実施状況	24
(1) 心理検査・判定	24
(2) 心理面接	24
IV 学校経営の概要（矢板市立矢板中学校沢分校及び東小学校沢分教室）	
1 学校の概要	25
(1) 校名・所在地	25
(2) 教室配置図・施設の概要	25
(3) 学校の特色と生徒の実態	25
(4) 学級編成・児童生徒数	25
(5) 職員構成	26
2 学校経営方針	26
(1) 令和8年度の努力点	26
(2) 教育課程編成の基本方針	26
(3) 各教科・領域等の時間配当	27
3 学校・学園の連携と身につけさせたい力	28
V 児童の状況	
1 在籍児童の内訳	29
(1) 学年別	29
(2) 保護者の状況	29
(3) 保護者の就業状況	29
2 退園児童の状況	29
3 年度別児童入退園状況	30

VI	学園内における苦情等の対応	
1	苦情等の対応体制及び解決に向けた流れ	32
(1)	苦情等の受付	32
(2)	苦情等の報告	32
(3)	苦情等解決に向けた話し合い	32
(4)	結果報告	32
(5)	他の苦情等受付・相談窓口	32
2	令和7年度における苦情等対応状況	32
(1)	苦情等受付件数	32
VII	沿革	33
	過去10年間の児童定数状況	35
	那須学園々歌	35



I 施設の概要

1 名称及び所在地

名 称 栃木県那須学園
所 在 地 〒329-2132 栃木県矢板市沢 800 番地
(電 話) 0287-43-0573
(F A X) 0287-43-6886 (分校共用)
(E-mail) nasu-gakuen@pref.tochigi.lg.jp
(ホームページ) <https://www.pref.tochigi.lg.jp/e71/index.html>

2 設置主体及び施設種別

設 置 主 体 栃木県
施 設 種 別 児童自立支援施設 (児童福祉施設)

3 目的

家庭において適切な監護 (監督保護) が得られず、若しくは学校や家庭での非行・問題行動等によって指導を要する児童に、生活指導・学習指導・職業指導及び家庭環境の調整を行うことにより、基本的な生活習慣や安定した人間関係を作ることが学ぶと同時に、豊かな自然環境の中で健康な身体や健全な精神を育み、信頼される社会人として将来に自信と希望をもって巣立っていけるように支援する。

〈根拠法令〉

○ 児童福祉法 第 44 条 [児童自立支援施設]

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

○ 児童福祉施設最低基準 第 84 条

児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

なお、平成 12 年 4 月 1 日から施設内に学校が設置され、義務教育が行われている。

中学校……………矢板市立矢板中学校沢分校

(電話) 0287-43-0090

小学校……………矢板市立東小学校沢分教室

(電話) 0287-43-0090

4 基本理念

「児童福祉法」及び「児童憲章」「児童の権利に関する条約」の精神に基づき、『全ては子どもの最善の利益のために』を基本理念とする。

〔関係法令〕

○ 児童福祉法 第1条

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

○ 児童憲章

児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。

○ 児童の権利に関する条約 第3条

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

5 基本方針

(1) 子どもの権利擁護と人格の尊重

権利行使の主体としての子どもの人格と基本的人権を尊重し、子どもの最善の利益を保障する。

(2) 子どもの自立支援と保護

適切な自立支援計画のもと、子どもに安全かつ安心感のある生活環境を提供し、心身の健全な成長を促し、個々の課題解決に向けた支援を展開する。

(3) 学校教育との連携・協働

子どもの個性、能力に応じた教育を受ける権利及び子どもの自己実現に向けての進路選択の自由やそのために必要な体験、実習の機会を保障し、可能性を最大限に引き出せるよう支援する。

(4) 職員の資質・専門性の向上

職員は児童支援に関する知識及び技術の向上に努め、非行行動に加えて、様々な課題を抱えた子どもに健全な成長・発達を支援する。

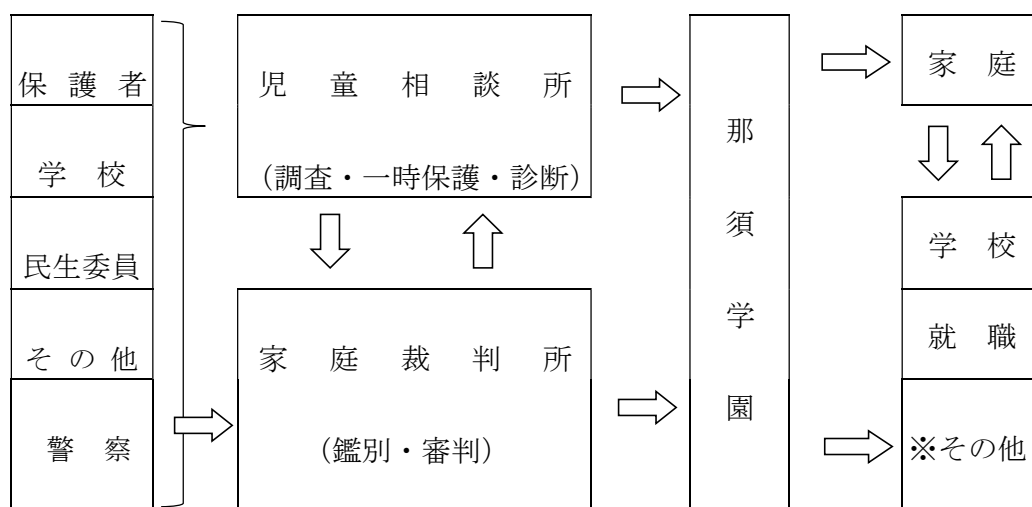
(5) アフターケアの充実

施設処遇だけでは支援できない子どもの自立支援に向けてのアフターケアの必要性を認識し、関係機関と協働しながら適切な社会復帰に向けて支援する。

6 児童定員

60人（暫定定数 令和7年度 20人）

7 入退所経路



※ その他は、措置変更による少年院、国立児童自立支援施設、児童養護施設等への入所を含んでいる。

8 職員定数及び組織

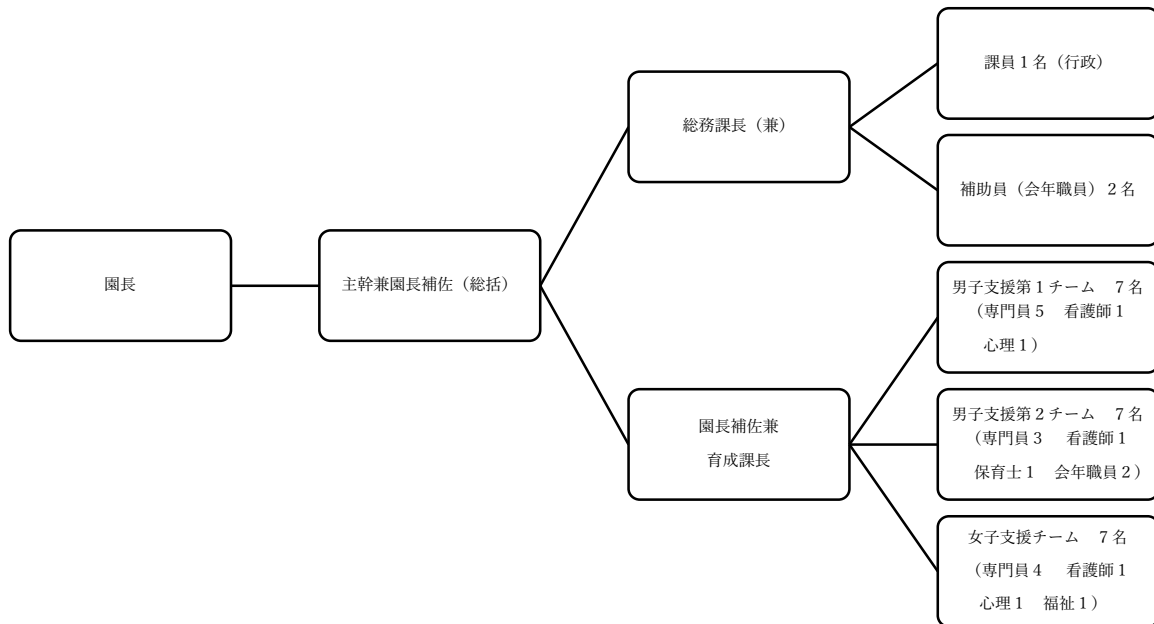
(1) 職員定数

(令和8年4月1日現在)

職名及び職種	園長	主幹兼園長補佐(総括)	総務課				育成課						合計	
			課長(総括兼務)	行政(総務事務)	農業補助★	事務補助★	園長補佐兼課長☆	児童自立支援専門員	行政(福祉)	保育士	心理	看護師		児童自立指導員★
男	1	1			1		1	8		1	1	2	1	17
女				1		1		4	1		1	1	1	10
計	1	1		1	1	1	1	12	1	1	2	3	2	27

- ・調理業務は全面委託
 - ・上記以外に、1日当たり宿直員3名★配置（夜間各寮に1名ずつ配置）
 - ・非常勤嘱託医2名（内科・精神科）
- ※ ■：行政 ☆：児童自立支援専門員 ★：会計年度任用職員

(2) 組織



9 施設概要

(1) 土地

(m²)

建物敷地	運動場	耕作地	山林 他	合 計
4,119	11,403	21,022	34,451	70,995

(2) 建 物

(m²)

	本館	寮舎	給食棟	体育館	ゲストハウス	その他	合 計
棟 数	1	3	1	1	1	5	12
面 積	1,375	1,194	281	657	127	485	4,119

(その他内訳：車庫倉庫 287 m² 農具舎 100 m² プール更衣室 60 m² 機械室 38 m²)

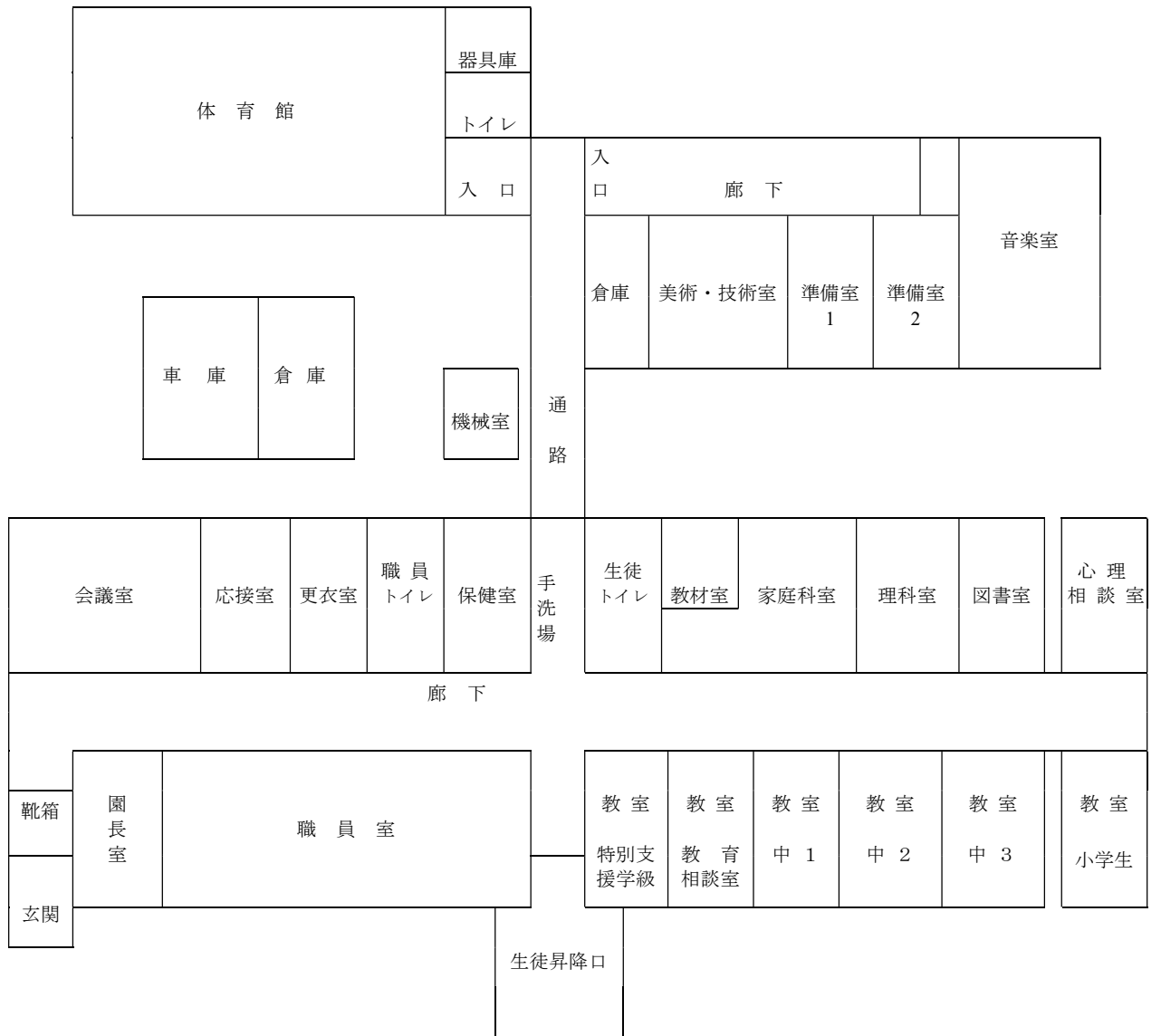
(3) 設 備

	運 動 場	プ ール
数 量	1 面	1 面 (25m×7コース)

(4) 学園配置図



(5) 本館・校舎等平面図



II 業務執行方針

1 令和8年度業務執行方針

5頁に記載した当園の「基本理念」及び「基本方針」の基に、下記4項目を「令和8年度業務執行方針」として取り組む。

(1) 入所児童への自立支援体制の強化

児童一人ひとりにある問題や課題に対しての処遇・支援のあり方が問われている中で、本園では集団での処遇を基本としつつも、個人と集団との関係性にも配慮した支援が求められている。そのため、すべての職員は児童の権利を擁護し、「児童の最善の利益のため」の高い意識を持ち、各児童の安全・安心を基盤とした寮生活の中で真剣に向き合い、児童の「社会に向き合う力」「社会の中でともに生きる力」を育成していく。

今後さらに複雑化する児童問題に対応するためには、組織としての高い専門性を維持発展させることが必須であることから、以下の点を強化する。

① 安全安心な生活環境の提供

適切なアセスメント及び児童自立支援計画の基、児童に心身の健全な成長を促し個々の課題解決に向けた支援及び児童の可能性を広げる支援を展開するためには、安全かつ安心して生活できる環境の提供及び児童と職員の信頼関係構築が必要である。

職員は児童が心身ともに安定した生活を送れるよう安全かつ安心感のある生活環境を整え、日々児童及び保護者との信頼関係強化を図りながら、状況に応じた最適な支援を行っていく。

② 児童の権利擁護

権利行使の主体としての児童の人権を尊重し、児童に対する権利教育及び児童の意見表明・苦情解決体制の機能向上を図る。職員からの被措置児童等虐待や不適切な対応の未然及び再発防止を徹底する。

また、問題発生時には組織内設立の委員会等で原因分析や検証を行い、当園全体で改善等を図る中で児童の権利を保障していく。

③ 職員の資質向上

近年、児童自立支援施設においては、情緒的・知的な障害を持ち、かつ虐待を受けた児童や、性的な問題を抱えた児童の割合が高くなっている。これら多様化する支援ニーズへ適切に対応していくためには、継続的な職員の資質向上を図ることが必須である。このため、当園における支援方法の統一化や「職員の教育に関する基本方針」に基づいた計画的な研修等を実施し、職員の支援技術向上を図る。

【参考】令和7年度に入所した児童の状況（男子児童計9名、女子児童計5名入所）

	発達支援要 (通院・服薬等)	知的支援要 (WISC/FIQ80以下)	被虐待経験あり	性的問題歴あり
男子児童	56%	44%	89%	44%
女子児童	60%	60%	80%	20%

④ 専門職職員の専門性強化

児童に寄り添った相談支援、心理教育の積極的な活用と創意工夫した総合的な心理的ケア、児童の傷病時の適切迅速な対応等において、児童自立支援専門員、心理職員、看護職員、保育士等の専門性を最大限に活かせる職場環境の構築及び異業種職員の更なる連携強化を図る。

⑤ 関係機関との連携強化

多様化する支援ニーズへ適切に対応していくためには児童相談所をはじめ、家庭裁判所、医療機関等の関係機関との密な連携が重要である。これら関係機関との連携強化を図り、総合力を持って児童支援を実施していく。

教育においては、施設内に分校（分教室）があるメリットを活かし、学園と分校（分教室）の協働により、個々の児童の学力に応じたきめ細やか指導に努め、学力の向上につながるよう支援していく。

義務教育終了児童が入所している場合は、保護者をはじめ、児童相談所、児童養護施設、自立援助ホーム、里親等と連携を図りながら、就職や進学等の自立に向けた支援に取り組む。

地域社会に根ざした開かれた学園づくりを目指し、地域住民とのつながりを深め合う事業を近隣の自治会等と共同で企画、実行していく。

⑥ 退園児童へのアフターケアの充実

退園した児童が退園先においても希望を持って生活を送れるよう、退園児童一人ひとりに即した支援や相談助言を計画的に実施し、児童の成長支援・自立に向けたアフターケアの充実を図る。

（2）園内田畑を利用した労働体験と食育

児童とともに行う手作業での田植え・稲刈りや野菜等の栽培、収穫物の料理等を通して、児童が働くことや収穫した際の喜び、食べ物の大切さを実感する教育を園内で継続的に取り組む。

（3）園内環境の整備

当園には、広大な敷地の中に自然豊かな環境が揃っている。これらの園内環境を職員と児童が一体となって計画的に管理を行い「生活（学び）の場」として最適かつ安全・清潔な環境を維持するとともに、環境整備を通して児童の健全な成長を図る。

（4）デジタル技術を活用した業務改善

モバイル型パソコンの整備等により、職員間や関係機関との迅速な情報共有やリモートでの打合せ、会議等による時間短縮等の大幅な業務改善や効率化が可能となった。これらデジタルツールを有効活用した業務の効率化・迅速化に引き続き取り組み、児童支援の強化につなげていく。

当園運営の透明化確保を目的として、ホームページ利用等による常時運営情報の公開に取り組む。

2 令和8年度運営重点項目

「令和8年度業務執行方針」の基に、下記6項目を「令和8年度運営重点項目」として取り組む。

(1) 入所児童の基本的な人権を尊重した支援の取り組み

業務指針：児童との生活の中で、「児童の最善の利益」を守り、健康な身体や健全な精神を育めるような支援を展開する。

児童が将来において、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう、児童の適正及び能力に応じた支援を展開する。

児童の個性を尊重し、児童目線で安全安心と思える生活環境を提供する。

職員からの虐待等不適切な処遇の一掃を徹底する。

生活の中に児童の意見表明権を確保していく。

【具体的な取り組み】

- ・児童福祉法に則った遵守事項の徹底を図る。
- ・児童に対する児童権利の説明実施（権利ノートをより分かりやすく改定する）。
- ・職員と児童の信頼関係構築による、安心できる「居場所」を提供する。
- ・苦情処理箱の設置及び苦情処理体制の適切な運営（第三者委員の活用）を行う。
- ・寮ルールの定期見直し等により、児童支援方法の最適化を図る。
- ・不適切な指導があった場合は、適切な事後対応を実施する（通告、是正改善等）。
- ・「児童にとっての安全安心な支援検討委員会」等を利用して、支援状況の検証や提案等を行う。

(2) 支援の質の向上に対する取り組み

業務指針：多様化する支援ニーズへ適切に対応していくために、職員に対する計画的な研修実施等による支援技術の向上や専門職職員の更なる専門性強化、関係機関との連携強化等を図り、学園全体の支援の質を向上させる。

園運営方針に児童の意見を反映させる取り組みを行う。

【具体的な取り組み】

- ・「支援の標準的な実施方法」に基づき、全職員が統一した支援を提供する（そのために、職員必携集の改訂等を随時行う）。
- ・「職員の教育に関する基本方針」に則った、計画的な職員研修を実施する。
- ・園外研修受講職員から他職員への伝達研修を徹底する。
- ・自己評価結果や第三者評価結果に基づく業務改善（支援の質の改善）検討を行う。
- ・児童相談所や学校、医療機関等の関係機関、保護者等との密な連携による、支援計画の策定や児童支援を実施する。
- ・児童と地域社会をつなぐ交流会等を実施する。
- ・園運営に対し、児童意見（児童アンケート結果等）の反映を積極的に行う。

(3) 入所児童に対する心身の健全な成長を促す取り組み

業務指針：学園での生活指導や各種事業の参加、学校教育の場等を通して児童が自信を深め自己評価を高めていき、心身とも健全な成長につなげられるよう支援する。

親子関係の改善に向けた家庭調整を図る。家庭に戻ることが困難な場合に

は、養護施設への措置変更等も検討しながら、児童の社会資源の開拓・活用を図る。

【具体的な取り組み】

- ・誠意と愛情により児童の大人に対する信頼感を回復させ、退園後も学園が児童にとって頼れるべき存在になるよう日々努める。
- ・児童との面接時間を十分に確保し、思いを共有した上で支援を行う。
- ・スポーツや文化活動、農園芸作業体験等を通して心身の成長を促していく。
- ・親との面会、手紙交換、学園行事への招待、外泊等を積極的に実施し、児童相談所とも連携して親子関係の再構築を図る。
- ・「アンガーマネジメント」や「性に関する教育」等の心理面教育や心理的訓練、心理療法等を積極的かつ計画的に取り組む。
- ・入所中の義務教育終了児童（中卒児）に対する支援マニュアルを見直し、自立に向けた支援の充実を図る。

（４）退園児童への支援を図る取り組み

業務指針：退園準備（リービングケア）として、社会生活スキルの習得と職業観や勤労意欲の育成、進学児童の学力向上等を図る。

退園後支援（アフターケア）として、一定程度の社会的自立を果たすまで学園と関係機関が連携して（サポートシステムを構築して）、退園先での生活を見守る。

【具体的な取り組み】

（退園準備）

- ・ゲストハウス等を利用した親子での宿泊や自立訓練、職場体験・職場実習等を実施する。
- ・退園に向けた生活訓練（一時帰省を含む）を実施する。
- ・退園時までの学習指導継続と退園後の不登校（ひきこもり含む）対策を実施する。

（退園後支援）

- ・児童相談所等関係機関と連携して、親子（家族）支援を展開していく。
- ・退園時に作成した「アフターケア実施計画」に基づいた、家庭や職場、学校等への訪問、定期的な電話連絡、一時帰園等による継続した支援を実施する。
- ・アフターケアを分担業務とし、担当職員を明確にして支援を行う。

（５）園内環境整備の取り組み

業務指針：豊かな自然の中で児童の健康な身体や健全な精神を育むことを目的としている学園として、ふさわしい環境を児童とともに維持改善していく。
安心できる「居場所」環境を整備し、児童の健全な成長を図っていく。

【具体的な取り組み】

- ・寮ごとに環境整備担当職員を配置し、計画的な環境整備を行う。
- ・日課として園内の環境整備を計画し、職員と児童が協働で作業を行う。
- ・敷地内の定期点検を実施し、危険箇所の改善（災害時の安全確保等）を図る。
- ・施設建物老朽カ所の計画的修繕（便所の洋式化改修等）に向けた予算協議を行う。

(6) デジタル技術を活用した児童支援強化に向けての取り組み

業務指針：モバイル型パソコンを活用し、情報共有等を迅速に行うことにより、児童支援の強化を図る。

県全体の目標である「業務見直しによる総労働時間の削減等を積極的に推進し、労働生産性の高い組織にする」を実現するために、デジタル技術を積極的に活用し業務改善を図る。

ホームページ等を利用して積極的に情報公開を行い、学園運営の透明性を継続的に確保する。

【具体的な取り組み】

- ・ Teams を積極的に利用し、情報共有等の迅速化を図る。
- ・ リモートでの打合せや会議を推進し、移動時間を削減する。
- ・ 改善可能な業務と改善方法を職員から公募し、業務改善を図る。
- ・ ホームページや業務概要等の内容を充実させ、可能な限り情報公開に取り組む。



Ⅲ 事業の内容

1 生活指導

児童の人格と自主性を尊重して、日常生活における生活習慣の体得に向けた基本目標に基づき、職員は愛情を持って児童に接し、それぞれの個性を把握して適切な指導を行う。特に生活上問題行動等の多い児童に対しては、個別指導等により安定した生活が維持できるよう努める。

(1) 寮での指導体制

3寮体制：男子1寮、男子2寮、女子寮

各寮職員7名の交替制勤務（日勤、早出勤、遅出勤、宿直）

(2) 基本目標

- ① 健康的な身体を養う。
- ② 優しい心、豊かな精神を培う。
- ③ 規律ある生活、規則正しい生活習慣を養う。
- ④ 自己を見つめる態度、自我の確立を図る。
- ⑤ 他児と仲良くし、思いやりのある楽しい生活をする。

(3) 一般的生活指導

- ① 集団生活の場であることを理解させ、日課等をスムーズに行うことにより与えられた役割を果たすことへの喜び等、達成感をもてるように支援する。
- ② 園内規則や寮規則が守れるように指導する。
- ③ 児童にも役割を持たせ責任感と自主性を養う。

(4) 個別的生活指導

- ① 児童個々の個性を理解し、指導経過及び在園期間などにより、児童自立支援計画票を通して児童の指導状態を把握し、それに応じた指導を行う。
- ② 児童との関わりを密にし、心のふれあいを深めて安定感の醸成や他者との関わり方を理解させる。
- ③ 児童の精神的、身体的状況に対し常に細心の注意を払う。
- ④ 児童との個人面接の際は自己評価をさせ、お互いに問題を把握し理解した上で、ともに改善に向けて努力をしていく。
- ⑤ 日常生活に必要な礼儀作法の習得に努めていく。

(5) 社会的生活指導

- ① グループの一員であることを自覚させ、責任感や帰属意識を養う。
- ② 良好な雰囲気づくり、明るく活気のある集団の形成に努める。
- ③ 生活目標を定め、他の部門の関わりも踏まえて指導していく。

(6) 児童の生活日課

【平日】

時 間	小学生・中学生		中 卒 児 童	
6:30	起 床		起 床	
	洗面・掃除・朝食・登校準備		洗面・掃除・朝食・登校準備	
8:30	登 校		登校（朝礼参加のため）	
	朝礼	8:30～8:40	朝礼	8:30～8:40
	朝の学習	8:40～8:50	作業説明・準備	8:40～9:00
	朝の会	8:50～8:55	作業	9:00～10:30
	1時間目	8:55～9:35		
	2時間目	9:40～10:20	休憩	10:30～10:45
	3時間目	10:25～11:05	作業	10:45～11:40
	4時間目	11:10～11:50		
	掃除	11:50～12:00	片付け	11:40～11:50
	帰りの会	12:00～12:05	昼食準備	11:50～12:05
	12:05	下 校		
	昼食・洗濯物片付け・登校準備		昼食・洗濯物片付け	
13:35	登 校		学習・読書・作業準備	
	5時間目	13:35～14:15	作業	14:00～15:05 (月・金は16:30まで作業)
	6時間目	14:20～15:00		
	総合的学習	15:05～15:45 (月・金)		
	総合的学習	15:50～16:30 (月・金)		
		授業終了後は、部活動		作業終了後は、部活動
17:00	下校（帰寮）		帰 寮	
	洗濯・掃除・夕食・自習・入浴・余暇		洗濯・掃除・夕食・自習・入浴・余暇	
	反省会		反省会	
21:20	反省会		反省会	
22:00	就 寝		就 寝	

※ 小学生の授業は、曜日により5時間目までの日もある。

※ 総合的学習は、吹奏楽・農業体験・環境整備等を行う。

※ 部活動は時期によって異なる。概ね、下記のとおり。

男子児童 ⇒ 2月～6月：野球、7月～8月：水泳、9月～12月：卓球、12月～2月：陸上

女子児童 ⇒ 2月～5月、9月～10月：バレーボール、6月～8月：水泳、11月～2月：陸上

※ 中3児童等は、希望があれば就寝時間後の自主学習が可能。

※ 入所児童が高校生の場合には、学園から高校に通学することもある。

※ 中卒児童で次年度高校を目指している児童は、午後の作業時間を学習に代えることもある。

【土日、祝日、長期休暇】

時 間	土曜日	日曜日・祝日	長期休暇 (夏休み等の平日)	
6:30	就寝時間	就寝時間	起 床	
7:00	起 床			
8:00	洗面・掃除・朝食	起 床	洗面・清掃・朝食	
8:15		洗面・掃除・朝食		
8:30	作業準備等		作業準備等	
8:45	作 業		作業準備等	作 業 (土日は昼まで寮活動)
9:00				
9:30		作 業	作業 (週3回は吹奏楽)	
9:45				
10:40	作業			
12:00	昼食・洗濯物片付け	昼食・洗濯物片付け	昼食・洗濯物片付け	
13:15	自由時間 (部屋待機)	自由時間 (部屋待機)	自由時間 (部屋待機) ※ 夏は昼寝推奨	
14:30	部活動	自由時間	部活動 又は 寮活動	
17:00	帰 寮	帰 寮	帰 寮	
	洗濯・掃除・夕食・ 自習・入浴・余暇	洗濯・掃除・夕食・ 自習・入浴・余暇	洗濯・掃除・夕食・ 自習・入浴・余暇	
21:20	反省会	反省会	反省会	
22:00	就 寝	就 寝	就 寝	

※ 作業時間は、園内の環境整備等を行う。

※ 中3児童等は、希望があれば就寝時間後の自主学習が可能。

※ 長期休暇時のお盆・正月期間は特別日課となり、起床時間が7:00又は8:00に、部活動時間が自由時間になる。

(7) 入園3か月目の評価 (自立支援会議)

入園してから3か月を目安に実施する。

- 前籍校 (担任等)
- 児童相談所 (児童福祉司・児童心理司)
- 分校・分教室 (教頭・教諭)
- 関係市町福祉課 (家庭相談員等)
- 学園 (園長・育成課長・育成課担当寮職員・育成課担当心理司)

以上の関係機関により、3か月間の学園生活を踏まえて児童の課題等を分析・評価し、その結果を基に自立支援計画書 (学園版) を作成する。

2 学習指導

(1) 学齢児童

- ① 施設内に設置された学校に通学している。
小学生・・・矢板市立東小学校沢分教室（小学校1学級）
中学生・・・矢板市立矢板中学校沢分校（中1・中2・中3年 各1学級、
特別支援学級 1学級）
- ② 学籍等の取扱い
学園に入所する前に在籍していた「前籍校」から、施設内に設置された学校に転学する。手続上は、原則として「区域外就学」（矢板市以外の児童）もしくは「通学すべき学校の指定変更」（矢板市内の児童）により行う。（児童の住民票は異動しない。）
- ③ 卒業認定
学園児童及び保護者の意向により、「施設内の学校の卒業認定」もしくは「前籍校の卒業認定」のどちらかを選ぶことができる。実際は全児童が前籍校から卒業認定を受けている。
- ④ 高校受験
原則として、前籍校から出願する。

(2) 中卒児童

社会適応の一助としての位置づけで、必要に応じ寮で学習する。また高校進学を目指す中卒児童は分校との話し合いのもと分校にて教職員の教科指導を受ける場合もある。

(3) 高校生

家庭等に戻ることが困難な児童については、学園から高校に通学する場合もある。

3 職業指導（自立支援）

自然の中での労働の体験は、情操教育の一環として特に意義があるので、学園内の環境整備、農場体験、調理実習を通して働く体験や園外での職場実習などの実践をとおし、働くことや収穫の喜び等を実感し、勤労の意欲等を身につける。

(1) 園内指導

- ① 環境整備（生活、学校、その他の環境）
季節の花づくり、樹木の手入れ、除草・清掃を行うことにより自然的美観を維持することで、児童自らが明るい家庭的な環境の中で心身共に爽快に生活し、学習・運動・その他の活動ができる環境を整える。
- ② 農業体験
園内の水田（13,350㎡）、畑（7,672㎡）を利用して各種の農産物の生産を体験させることにより、勤労の充実感や意義について理解を深めていく。主に具体的な作業としては田植え、稲刈り、種芋植え、収穫等を行う。

(2) 園外指導

- ① 園外実習
園内実習を経て、近隣の園芸農家や事業所での実習を体験させることにより一層の

職場適応能力の向上を図る。

② 就労体験

学園周辺の農家、事業所、販売店等実際の職場体験を通して、職場内での対人スキルやルールを理解し、社会的な自立を図っていく。

4 退園後の指導

退園した児童については、新しい生活環境に適応して精神的・身体的・社会的に安定した生活ができるように、電話による連絡や相談、職場や家庭への訪問、状況によっては一時帰園を実施する等して問題や不安の解消を図り、関係者とも連携をとりながら自立に向けた支援を行っている。

5 家庭環境の調整

児童個々の状況に対する指導において、親子関係等家庭との調整は重要である。

親子関係の改善は、児童の動機付けや学園生活の取組に影響することから可能な交流（手紙のやり取り、面会、園行事への参加、春季・夏季・冬季の家庭帰省等）を通して、親子関係の改善を図っている。

6 社会性の向上

(1) 各種行事への参加

- ① 野球・水泳・バレーボール・卓球・マラソンの各大会、スキー教室、吹奏楽の発表・文化祭等に参加している。
- ② 春の遠足、海浜学校、修学旅行、市街への買い物等を通して、社会的な体験をしている。

(2) 地域交流促進

- ① 地元地域との合同運動会の実施
- ② 各種ボランティア団体との交流
- ③ 大学生等の施設研修・実習生の受け入れ

7 年間行事等

(1) 主な年間行事

月	学 園 行 事	(学園・学校) 共 催 行 事	学 校 行 事
4	春の健康診断（中卒児）		第1学期始業式
5	沢地区育成会・敬老会・那須学園合同ミニ運動会	田植え体験学習	春の健康診断（学齢児） 防災訓練 春の遠足
6		プール開き 関東少年野球大会	
7	児童相談所との連絡会議	海浜学校（宿泊）	確認テスト
8	夏季家庭帰省 沢地区育成会・敬老会・那須学園合同リクリエーション	関東少年水泳大会	県立高校1日体験学習
9	学園祭	稲刈・稲架掛体験学習	期末テスト
10	栃木少年友の会交流会	修学旅行（小6・中3） 関東女子バレーボール大会	第1学期終業式 第2学期始業式 進路指導（進学・就職） 前籍校連絡会（小6・中3生）
11	収穫感謝祭	関東少年文化祭 脱穀体験学習	防災訓練
12	クリスマス会 冬季家庭帰省	関東少年卓球大会	確認テスト
1	新年昼食会	スキー教室（2回）	席書大会 高校受験（私立）
2	第三者委員会	園内マラソン大会	立志式 前籍校連絡会（卒業児以外） 期末テスト
3	春季家庭帰省		高校受験（県立） 卒業生を祝う式 修了式
各月 隔月 不定期	避難訓練（防災訓練月除く） 誕生会（各寮） 私物購入（各寮）		

(2) 諸会議

名 称	回 数	名 称	回 数
職 員 会 議	1回/月	育 成 評 価 会 議	2回/年
育 成 会 議	1回/月	児 相 と の 連 絡 会 議	1回/年
寮 会 議	随 時	自 立 支 援 会 議	随 時
連 絡 調 整 会 議	随 時	給 食 会 議	2回/年

8 実習及び研修受入状況

(令和7年度)

番号	依頼機関 (学校名等)	人 数	期 間
1	武蔵野学院人材育成センター	1名	7月28日～8月8日
2	作新学院短期大学	① 2名 ② 2名	① 8月4日～8月14日 ② 8月15日～8月25日
3	県中央児童相談所	① 2名 ② 2名 ③ 2名	① 10月9日～10月10日 ② 10月17日～10月18日 ③ 10月30日～10月31日
	合 計 人 数	11名	

9 見学及び視察受入状況

令和7年度

番号	年 月 日	学 校 ・ 団 体 等	人数
1	R 7. 5. 2 9	宇都宮大学内地留学生	3
2	6. 5	日光市（落合地区）民生委員協議会	2 1
3	6. 1 8	小山市民児協主任児童委員会	1 6
4	7. 3	下野市主任児童委員会	2 3
5	7. 4	国際福祉大学生徒	4
6	7. 3 1	中央児童相談所一時保護課	3
7	8. 1	立教大学コミュニティー学部生徒	1 4
8	9. 1 0	栃木県弁護士会	1 0
9	1 0. 6	足利市更生保護女性会	2 4
1 0	1 0. 1 0	小山市青少年健全育成連絡協議会	2 5
1 1	1 1. 1 1	壬生町更生保護女性会	1 0
1 2	1 1. 1 9	宇都宮大学内地留学生	3
1 3	1 1. 2 0	栃木警察署管内少年指導委員会	1 7
1 4	1 1. 2 7	宇都宮家庭裁判所司法研修生	6
1 5	1 2. 3	茂木町更生保護女性会	2 1
1 6	1 2. 1 6	宇都宮東警察署管内少年指導委員会	1 2
1 7	R 8. 2. 1 6	川崎市中原区青少年指導員連絡協議会	3 2
1 8	2. 2 6	栃養協看護師部会	1 4
1 9	3. 1 9	宇都宮家庭裁判所調査官	2

10 心理的援助の実施状況

(1) 心理検査・判定

入所児童の心理状況を把握するために、心理判定を実施している。

年度別	心理判定	年度別	心理判定	年度別	心理判定
H26	25件	H30	30件	R4	63件
27	26件	R1	60件	5	64件
28	27件	2	74件	6	50件
29	29件	3	58件	7	53件

☆検査の種類：WISC-IV、バウムテスト、エゴグラム、YG性格検査 etc.

(2) 心理面接

① 心理的訓練

入所児童のコミュニケーション能力や対人関係の取り方、または認知能力などの向上を目的として、個別のプログラムにより訓練をしている。

また、訓練の内容としては、コミュニケーショントレーニング、SST、ロールプレイング等を実施している。

② 心理カウンセリング、心理療法

入所児童の心理的な課題の解決に向けて、カウンセリングや各種の心理療法を行っている。

年度別	心理的訓練 (回)	心理カウンセリング 心理療法 (回)	コンサルテーション (回)
H26	34	27	24
27	42	93	31
28	38	95	31
29	45	110	30
30	47	110	27
R1	45	93	21
2	50	117	24
3	60	115	33
4	76	114	45
5	72	200	53
6	72	170	36
7	21	149	53

IV 学校経営の概要

1 学校の概要

(1) 校名・所在地

校名 栃木県矢板市立矢板中学校沢分校・矢板市立東小学校沢分教室
所在地 〒329-2132 栃木県矢板市沢 800 番地
Tel 0287-43-0090 Fax 0287-43-6886
設置者 矢板市教育委員会

(2) 教室配置図・施設の概要

事業概要 9 ページ「本館・校舎等平面図」参照

(3) 学校の特色と生徒の実態

本校は、栃木県那須学園に入所した生徒に対して学校教育を行うため施設内に設置された学校で、生徒たちは、学校から 100m ほど離れたところにある寮で生活をしている。

生徒の入所理由は、大きく分けると非行と虐待からの保護という 2 つである。最近は、神経発達症（ADHD、ASD 等）などの診断を受けている生徒が増加傾向にある。

個人内の様々な能力に大きなばらつきがあるため境界知能を示したり、学習の遅れを伴っていたりする生徒が多く、特に言語力やコミュニケーション能力の不足が課題である。

(4) 学級編成・児童生徒数

① 学級編成

[小学校] 1 学級（今後、小学児童が入所した時点で講師等を配置する。）

[中学校] 3 学級

(内訳) 1・2 年複式学級 1 学級

3 年 1 学級

特別支援学級（自閉症・情緒障害） 1 学級

※ 特別支援学級には、小学生も含む。

② 児童生徒数（令和 8 年 4 月 1 日現在）

[小学校]

児童 0 名

[中学校]

1 年 男子 0 名 女子 0 名

2 年 男子 0 名 女子 1 名

3 年 男子 2 名 女子 0 名

(特別支援)

1 年 男子 1 名 女子 0 名

2 年 男子 1 名 女子 2 名

3 年 男子 1 名 女子 1 名

計 男子 5 名 女子 4 名 計 9 名

※ R8. 4. 1 入所者 1 名（男子特別支援 3 年）を含む。

(5) 職員構成

☆ 矢板中学校沢分校	計 12名	☆ 東小学校分教室	計 0名
(本校校長)- 教頭 1名	┌ 教 諭 6名 ├ 養護教諭 1名 ├ 講 師 1名 └ 非常勤講師 3名	(本校校長) - (本校教頭) - 講師 0名	

2 学校経営方針

施設内学校として那須学園の指導方針を踏まえ、教職員一人一人が教育理念に基づいた信念と教育愛をもって、児童生徒の自立支援に向け、豊かな教育活動の実践に努める。

- 児童生徒を取り巻く状況について、情報収集・交換を密にし、教育的な環境の整備を図り、児童生徒の自立に向けた、安心・安全な学校づくりに努める。【学校安全の徹底・充実】
- 全教職員が、専門職としての使命感と責務を自覚し、連帯と協調の精神をもちながら、社会の変化に対応した教育活動の実践に向け、自らの資質向上を目指す。【教職員の資質向上】
- 特別支援を必要とする児童生徒に対し、正しい理解と認識をもち、適切な指導及び必要な支援を行う。【特別支援教育の充実】
- 創意ある教育課程の編成と実践に取り組み、ICTを適切に活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、児童生徒一人一人の実態に対応した基礎的基本的な学習内容の指導の徹底を図る。【確かな学びを育む教育の充実】
- 分校・分教室の指導と学園の指導を一体化させ、基本的な生活習慣の習得、規範意識の育成、望ましい人間関係の醸成を図り、児童生徒の自立に向けた教育の充実を図る。
【豊かな心を育む教育の充実】
- 分校・分教室、学園全教職員の連携のもと、児童生徒の内面理解に努め、実態や課題を踏まえながら、学業指導の充実や自己理解と自己肯定感を高める支援を通して、個々の児童生徒の自己指導能力の育成に努める。【自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実】
- 児童生徒一人一人の前籍校等への復帰や社会適応を目指して、学園・前籍校・関係機関等との連携を深め、互いに協力し合う体制づくりに努める。【学校との連携・共同の推進】

(1) 令和8年度の努力点

- 組織を生かした協働による分校運営の構築
- 指導の個別化、学習の個性化の工夫改善等による基礎的な学力の確かな定着
- 那須学園との共催行事や分校行事、総合的な学習の時間において体験活動の充実
- 那須学園との連携協力による個別の教育支援計画に基づく指導の充実
- 集団生活におけるマナーや社会性を育成することにより、良好な人間関係の形成
- 那須学園・前籍校・分校分教室との連携強化

(2) 教育課程編成の基本方針

- ① 教育基本法や学校教育法および同施行規則、中学校学習指導要領、栃木県教育委員会及び矢板市教育委員会の管理規則、方針等の示すところに従い編成する。
- ② 施設内学校という特徴を十分配慮し、生徒の実態及び学校の施設設備、職員組織などを考慮し教育目標の具現化を図るべく編成する。
- ③ 那須学園との連携を十分に図りながら、分校と学園の両者の教育に一貫性が保てるよう教育課程編成には十分配慮する。

④ 教育課程編成の方針の留意事項

- (ア) 生徒の実態を考慮し、一人一人に自立する力（生きる力）を身に付けさせるため学園と分校が共通理解の下、教育課程が展開されるように努める。
- (イ) 各教科では基礎・基本の確実な定着を図るため、T・Tでの授業を多く取り入れ、生徒の実態に合わせた習熟度別学習や個別指導学習を積極的に展開する。
- (ウ) 道徳教育については教育活動全般において、一人一人の生徒の実態に応じながら生徒の道徳的心情や判断力・実践力を育成し、深化を図るようにしていく。
- (エ) 特別活動については、生徒の実態に即して各教科及び各領域との関連を図り、ねらいや内容・実施方法について事前に検討し、生徒たちの自主性を高めるように配慮する。
- (オ) 総合的な学習については分校の特色を生かしながら、那須学園として伝統的に取り組んできている「作業学習」や「吹奏楽」を中心にしながら、生きる力を育むよう努力する。
- (カ) 時間割編成については、生徒の前籍校での実態、寮との生活日課時間帯及び併設された分教室児童（小学生）などに配慮し、1単位時間を40分とし、年間授業時数などを計算する際には、50分で1単位となるよう換算して計算する。8校時までの授業を週2日（月、金）に設置するなどして、授業時数を確保する。
- (キ) 生徒指導については那須学園での生徒指導との連携を重視し、その一貫性を保持し、教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の人間関係が築けるように努める。また、一人一人に自分の課題を意識した生活をさせ、課題克服に取り組ませる。
- (ク) 進路指導については主体的に進路を選択したり、よりよい自己決定ができるようガイダンス機能を充実させるとともに那須学園、分校との連携を重視し、その一貫性を保持する。

(3) 各教科・領域等の時間配当

学年	教科	必修教科									道徳	特活	総合的な学習	授業総数
		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語				
1	50分	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1,015
	40分	175	131	175	131	56	56	131	88	175	44	44	63	1,269
2	50分	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	70	1,015
	40分	175	131	131	175	44	44	131	88	175	44	44	87	1,269
3	50分	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	70	1,015
	40分	131	175	175	175	44	44	131	44	175	44	44	87	1,269

3 学校・学園の連携と身につけさせたい力



V 児童の状況

1 在籍児童の内訳

(1) 学年別

(令和8年4月1日現在)

学年 性別	総数	小学生	中学生			中学卒業 児童
			1年生	2年生	3年生	
男子	6		1	1	2	2
女子	4			3	1	
計 (人)	10		1	4	3	2

(2) 保護者の状況

区分	総数	実父母	実父	実母	実父養母	養父実母	祖父母	その他
(人)	10	4		4		1		1

(3) 保護者の就業状況

区分	総数	会社員等	パート	無職	不詳	その他
(人)	10	8	1		1	

2 退園児童の状況

(令和7年度)

区分	自立支援達成								自立支援未達成					
	小計	家庭復帰後就学	家庭復帰後就職	自主就職 住込	自主就職 自活	他の児童福祉施設	自立援助ホーム	その他	小計	家庭裁判所送致	他の児童福祉施設	家庭引取	行方不明	その他
合計 (人)	12	11	3			8			1		1			

3 年度別児童入退園状況（明治41年度～昭和58年度）

入退別 年度	入 園		退 園	
	人数	累計	人数	累計
明 41	1	1	0	0
42	9	10	3	3
43	3	13	2	5
44	2	15	3	8
大 1	3	18	0	8
2	4	22	2	10
3	2	24	0	10
4	1	25	4	14
5	2	27	8	22
6	11	38	1	23
7	3	41	2	25
8	2	43	9	34
9	3	46	2	36
10	6	52	1	37
11	6	58	6	43
12	7	65	9	52
13	8	73	9	61
14	8	81	3	64
昭 1	14	95	7	71
2	6	101	3	74
3	7	108	4	78
4	8	116	5	83
5	11	127	4	87
6	3	130	8	95
7	8	138	6	101
8	16	154	8	109
9	17	171	19	128
10	11	182	5	133
11	5	187	8	141
12	7	194	5	146
13	9	203	4	150
14	5	208	24	174
15	9	217	5	179
16	6	223	9	188
17	11	234	5	193
18	11	245	11	204
19	16	261	10	214
20	13	274	28	242

入退別 年度	入 園		退 園	
	人数	累計	人数	累計
昭 21	21	295	16	258
22	14	309	24	282
23	17	326	25	307
24	69	395	22	329
25	25	420	30	359
26	28	448	26	385
27	41	489	24	409
28	25	514	34	443
29	27	541	26	469
30	36	577	25	494
31	40	617	44	538
32	25	642	39	577
33	34	676	42	619
34	59	735	40	659
35	47	782	47	706
36	54	836	42	748
37	40	876	51	799
38	45	921	57	856
39	54	975	37	893
40	32	1007	31	924
41	51	1058	44	968
42	39	1097	39	1007
43	27	1124	34	1041
44	37	1161	29	1070
45	39	1200	28	1098
46	32	1232	38	1136
47	23	1255	43	1179
48	20	1275	27	1206
49	7	1282	20	1226
50	18	1300	43	1269
51	20	1320	36	1305
52	14	1334	11	1316
53	14	1348	14	1330
54	7	1355	5	1335
55	17	1372	21	1356
56	20	1392	19	1375
57	25	1417	21	1396
58	19	1436	21	1417

VI 学園内における苦情等の対応

1 苦情等の対応体制及び解決に向けた流れ

本園では社会福祉法第 82 条の趣旨に則り、苦情解決責任者及び苦情受付担当者、ならびに第三者委員（外部から 3 名選任）を配置し、入所児童及び家族（保護者）等からの苦情等に対して、解決に努める体制を整えている。

苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の氏名及び連絡先は、年度当初に保護者へ通知しており、かつ学園内に複数掲示している。

(1) 苦情等の受付

施設内に意見箱（苦情・意見・提案受付箱）を 5 箇所設置して苦情等を受け付けている。また、苦情は書面以外に口頭による申し出も受け付けている。

苦情受付担当者は、苦情等内容の詳細確認を行うため、苦情申立人名が記載されている場合には苦情申立人との面接を行う。その際は、苦情等の内容がどこまでの人に伝わるのか、苦情申立人の名前を伝えるか等、受付後の情報管理方法について苦情申立人に説明する。

(2) 苦情等の報告

苦情受付担当者は、受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告する（苦情申出人が第三者委員への直接申し立てを希望した場合は第三者委員にも報告する）。

(3) 苦情等解決に向けた話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人との誠意を持った話し合い、解決に努める。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができる。

(4) 結果報告

苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、口頭または書面で報告する。

(5) 他の苦情等受付・相談窓口

本園で解決できない苦情は、栃木県社会福祉協議会に設置された「栃木県運営適正化委員会」に申し出ることができる。

2 令和 7 年度における苦情等対応状況

(1) 苦情等受付件数

- ・意見箱（計 5 箇所に設置）に投函された苦情等件数 0 件
〔過去の投函件数〕

令和 4 年度 33 件、令和 5 年度 15 件、令和 6 年度 4 件

- ・直接口頭で苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員に申立があった件数 0 件

Ⅶ 沿革

明治	33年 3月10日	感化法公布
	41年12月25日 28日	明治42年1月1日以降栃木県内に感化法を施行する旨の内務大臣訓令公布 那須郡野崎村沢800番地に感化院を設置し、栃木県立那須学園と称する旨、県令をもって告示 定員15名
	42年 1月 6日	元栃木県立沢農学校教員住宅を寮舎に転用して、第1寮、第2寮、第3寮にする。 元栃木県農事試験場那須分場本館を事務室及び教室とする。
	43年 7月20日	元栃木県農事試験場那須分場の土地及び建物を引き継ぐ。
	44年12月 1日	女子児童を横浜家庭学園に委託する。(昭和18年末まで)
大正	3年 4月 1日	定員40名
	4月26日	元農事試験場建物を改造し第4寮にする。(昭和48年2月28日廃止)
昭和	3年11月30日	本館(事務室及び教室 241.32㎡)を新築する。(昭和50年11月8日廃止) 寮舎の一隅を教室とした寺子屋方式を解消する。
	8年 3月31日	木工舎、食堂を新築、共同炊事を始める。
	5月 5日	少年教護法公布
	13年 5月 7日	講堂(66.10㎡)を新築する。(昭和40年5月19日廃止)
	16年 1月 1日	県内に少年法保護処分が施行され、入園児童の年齢が教護法第1条により14歳未満になる。
	17年 4月 1日	夫婦小舎制実施(寮長の妻を保母に採用)
	22年12月12日	児童福祉法公布
	24年 3月31日	第1寮(昭和44年7月4日廃止)、第2寮、第3寮の改築 炊事棟を新築する。(昭和51年12月1日廃止)
	11月30日	木工舎を3教室に改造する。
	25年 4月 1日	定員50名
	27年 3月31日	第5寮を新築(214.87㎡)する。目的は24名収容の集団指導とする。(昭和45年7月28日廃止)
	4月 1日	定員76名
	29年 4月 1日	定員84名
	32年 4月16日	炊事棟焼失する。(失火)
	9月 5日	木工舎改造の3教室焼失する。(児童の弄火)
	33年 3月31日	炊事棟を改築(105.78㎡)する。(昭和46年12月21日廃止)
	34年 4月 1日	定員100名
	7月27日	第6寮(181.81㎡)、校舎(183.26㎡)を新築する。
	35年 3月 9日	創立50周年記念式典(知事出席)
	36年 4月 1日	庶務課、教護課の二課制になる。(県行政組織規程の改正)
	7月10日	運動場整備する。(農地1,000㎡を整地)
	38年 2月 5日	校舎増築(238.55㎡)
	40年 3月 2日	講堂改築(236.80㎡)
	42年 3月15日	第3寮改築(207.54㎡)
	43年 3月25日	第1寮、第2寮改築(各209.17㎡)

昭和	45年	3月25日	第4寮、第5寮改築（各212.00㎡）
		3月17日	炊事棟改築（各220.27㎡）
			本館改築（各340.35㎡）
		7月18日	プール設置（25m×16m 7コース）
	49年	4月1日	定員100名（暫定88名）
	50年	4月1日	定員100名（暫定82名）
			5寮運営（入所児童減少による1寮閉鎖）
	52年	1月1日	4寮運営（1寮閉鎖）
		4月1日	3寮運営（ 〃 ）
		9月1日	2寮運営（ 〃 ）
53年	4月1日	交替小舎制と夫婦小舎制とする。（各1寮）	
55年	6月1日	夫婦小舎制3寮運営（交替小舎制を夫婦小舎制に改め1寮を復活）	
60年	7月5日	第6寮用途廃止	
平成	3年	11月5日	第1寮、第3寮及び付属物置4棟を用途廃止
		3月	学園敷地の一部（5,577㎡）を矢板市に譲渡 学園新進入路完成
	4年	4月1日	定員60名（暫定25名） 交替中舎制1寮（男子）、夫婦小舎制1寮（女子）とする。
		4月	校舎（本館）体育館、寮舎、サービス棟（厨房、食堂）ゲストハウス完成
		4月23日	新建物で業務開始
	5年	1月25日	旧建物全面用途廃止（体育館・校舎・寮舎等）
		2月	車庫・倉庫・農具舎・プール付属建物完成
		4月1日	交替中舎制の全面開始（男子1寮・女子1寮）
		5月	駐車場・通路舗装・造園工事完成
		12月8日	グラウンド整備完成
	9年	3月6日	プールの水洗トイレ設置・農業集落排水接続工事終了
		4月1日	「那須学園のありかた検討会」の設置（児童福祉法改正予定を踏まえ）
	10年	4月1日	児童福祉法一部改正に伴い、教護院から児童自立支援施設に変更となる。 庶務課を総務課、教護課を育成課に変更（県行政組織規程の改正）
	12年	4月1日	定員60名（暫定33名） 矢板中学校沢分校・豊田小学校沢分教室開校（施設内学校）
	16年	12月30日	男子第3寮一部開設（定員5名以内）
	17年	4月1日	定員60名（暫定36名） 男子第3寮一部開設（定員10名以内）
	18年	4月1日	定員60名（暫定37名） 男子第2寮（男子第3寮を名称変更）開設（定員14名以内）
	20年	10月23日	創立100周年記念式典（知事出席）
	21年	4月1日	定員60名（暫定31名）3か寮職員7名体制となる。
	22年	4月1日	定員60名（暫定33名）育成課長が寮担当から外れ専任となる。
23年	3月23日	校舎(心理相談室・普通教室)増築（74.79㎡）	
	4月1日	定員60名（暫定32名）調理部門を民間委託	
24年	12月	東日本大震災に関わる原発事故による放射性物質除染工事(グラウンド・寮庭)完了	
27年	3月2日	本館屋根防水、外壁改修工事完了	

平成 28年 3月27日	寮舎空調設備更新工事完了
令和 2年 6月26日	本館空調設備更新工事完了（分校にエアコン設置）
3年 1月	体育館屋根修理完了
4年 3月31日	矢板市立豊田小学校閉校のため豊田小学校沢分教室も閉校
4月 1日	矢板市立東小学校沢分教室開校
7年 7月23日	寮舎ガス配管全面改修工事完了（地下配管廃止・地上配管設置）

過去 10 年間の児童定員状況

年 度	児童定員	暫定定数	年 度	児童定員	暫定定数
平成 28 年度	60 人	22 人	令和 3 年度	60 人	28 人
29 年度	60 人	22 人	4 年度	60 人	23 人
30 年度	60 人	23 人	5 年度	60 人	23 人
令和 1 年度	60 人	24 人	6 年度	60 人	24 人
2 年度	60 人	23 人	7 年度	60 人	20 人

那須学園々歌

作詞/作曲： 中村 知

- 一. この丘は 光あふれ 河の水も きよらか
- 二. この森は 伸びゆけと 鳥のうたも ほがらか
- 三. この庭は 学べよと 鐘のひびき たからか
- 四. この寮は 花かおり ともし灯も あたたか
- 五. この園は 我らみな の 心の港 那須学園